

賃金構造基本統計調査からわかる

「短時間労働者の賃金構造の実態」

セレクションアンドバリエーション株式会社
コンサルタント 山田 沙樹

【セレクションアンドバリエーション オフィシャルレポート調査背景】

2019年4月から施行された働き方改革関連法により、働き方に関するルールが見直され、フレックスタイム制度の拡充や雇用形態に関わらない公正な待遇の確保が推奨されるなど、柔軟で多様な働き方が選択できる社会へと変化しつつある。特に、子育てや介護を理由に、各自のライフスタイルに応じた短時間労働のような働き方はあたりまえになっている。平成21年から令和元年にかけての10年間で、正規雇用者総数に占める短時間雇用者^{※1}の割合は、26.9%から31.9%まで5%上昇していること（出典資料※1）を踏まえても、短時間労働者は年々増加傾向にあることが分かる。

そこで、本レポートでは、平成24年度から令和3年度までの賃金構造基本統計調査をもとに、日本企業における短時間労働者の賃金構造の実態を調査・分析し、その結果を概説する。

※1 本調査における、「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者を指す。

【調査結果】

(1) 企業規模別、短時間労働者の1時間当たり賃金比較（平成24年から令和2年までの10年比）

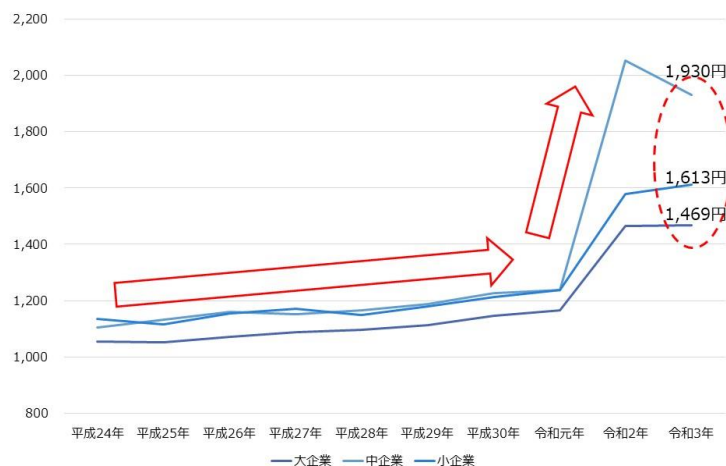
- ・ 短時間労働者の1時間当たり賃金は、すべての規模の企業において、男女どちらも平成24年から令和元年まで緩やかに上昇しており、令和元年から令和2年にかけては、急激に増加している^{※2}。
- ・ 令和3年においては、男女どちらも中企業において賃金は1,930円（男性）、1,359円（女性）と最も高い。特に、男性において規模別の賃金差が大きく、中企業は大企業の1.31倍、小企業の1.20倍である。

※2 令和2年調査より、調査方法が変更され、短時間労働者全体が集計対象となった。令和

2022年4月15日

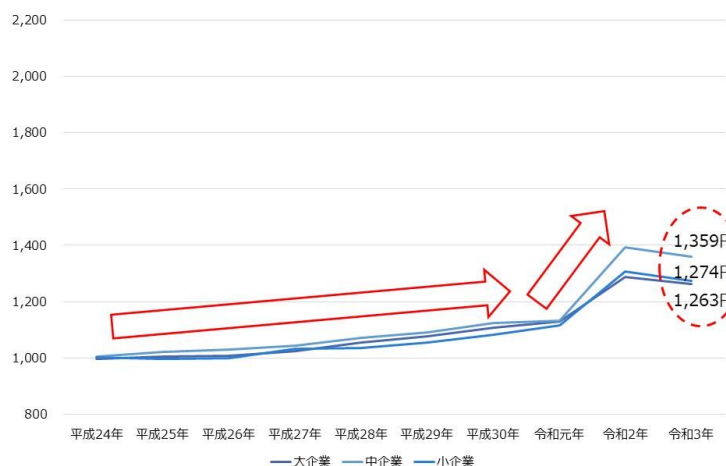
元年調査までは、1時間あたり賃金が著しく高い一部の職種の労働者は集計対象外であった。主に、「教育、学習支援業」および「医療、福祉」に従事する者が除外されていた。

短時間労働者における1時間あたり賃金の経年変化（男性）



©Selection and Variation All Rights Reserved.

短時間労働者における1時間あたり賃金の経年変化（女性）

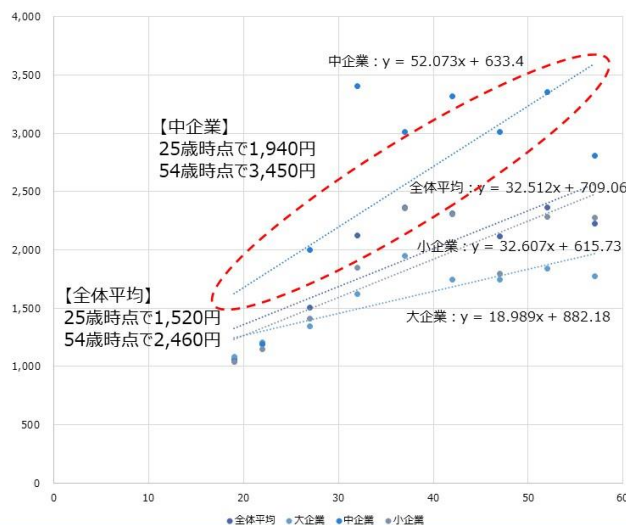


©Selection and Variation All Rights Reserved.

(2) 企業規模別、短時間労働者の年齢階級別1時間あたり賃金（令和2年時点）

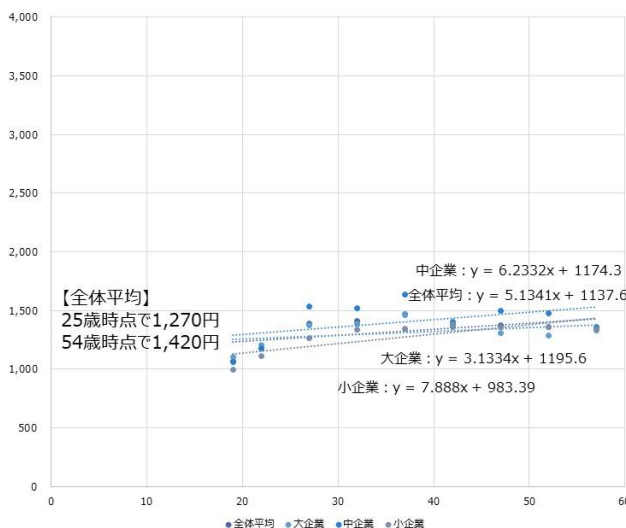
- ・ 年齢と賃金の相関性は、企業規模にかかわらず、男性において高く、女性において低い傾向にある。全体平均をもとに25歳～54歳にかけて生じる賃金差を算出したところ、男性は940円の差が生じるが、女性は150円の差にとどまっている。
- ・ 年齢と賃金の相関性は、中企業の男性において最も高い。25歳～54歳にかけて生じる賃金差は1,510円と、非常に大きい。

短時間労働者における1時間あたり賃金の年齢階級別分布（男性）



©Selection and Variation All Rights Reserved.

短時間労働者における1時間あたり賃金の年齢階級別分布（女性）



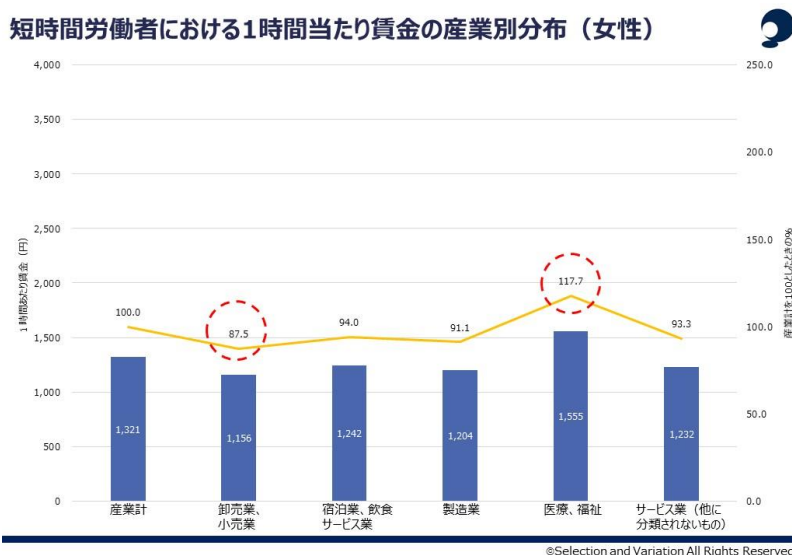
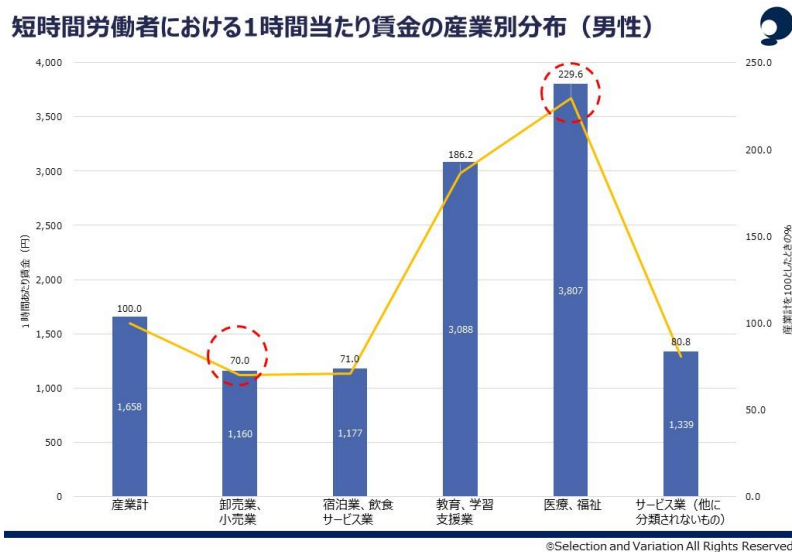
©Selection and Variation All Rights Reserved.

(3) 短時間労働者の産業別1時間あたり賃金※3（令和3年時点）

- 男女ともに、産業計を基準としたとき賃金が最も高い産業は「医療、福祉」、最も低い産業は「卸売業、小売業」である。
- 産業別の賃金格差は、男性では3倍以上も開いており非常に大きい一方、女性では小さいことが分かる。男性において最も高い産業は「医療、福祉」で3,807円、最も低い産業は「卸売業、小売業」で1,160円である。

※3 「教育、学習支援業」は男性のみ、「製造業」は女性のみ公開されている。

2022年4月15日



【まとめ：調査結果の考察】

調査の結果、令和3年時点で、大企業および小企業よりも、中企業において男女ともに短時間労働者の1時間あたり賃金が最も高く、男性では1,930円、女性では1,359円であることが分かった。また、中企業における賃金の高さは、男性において顕著であることが明らかになった。

中企業において25歳以上男性短時間労働者の1時間あたり賃金が高い理由として、2つの可能性が挙げられる。

まず、大企業および小企業と比べて、中企業における男性短時間労働者は、「教育、学習支援業」および「医療、福祉」に従事する者が多い可能性がある。

次に、「教育、学習支援業」および「医療、福祉」における男性労働人口は過去10年間で

2022年4月15日

大幅に増加している（出典資料※2）ため、業界として多くの人員確保が必要となり、他の業界よりも早く自由度の高い働き方が認められた可能性が考えられる。

2022年10月より短時間労働者の社会保険適用範囲が変更されるなど、短時間労働者と企業との関係性は今後より一層密になることが予想される。短時間労働者に対しても適切な労働環境を提供する必要性は今後ますます高まると推察される。

<調査概要>

調査にあたり、以下のデータを使用。

- ・ 調査対象：調査労働者の属する企業の全常用労働者※4が10人以上の企業を対象とした。
なお、常用労働者1,000人以上を「大企業」、100～999人を「中企業」、10～99人を「小企業」に区分した。

※4 「常用労働者」とは、期間を定めずに雇われているか、1か月以上の期間を定めて雇われている労働者を指す。

- ・ 出典資料：厚生労働省「平成24年～令和3年賃金構造基本統計調査」、
※1 厚生労働省「令和元年版働く女性の实情」、
※2 e-stat「労働力調査 基本集計 全都道府県 全国 年次」

以上